

実 績 評 価 書

平成 1 8 年 7 月

| | | |
|--------|--------|------------------------------|
| 政策体系 | 番 号 | |
| 基本目標 | 3 | 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること |
| 施策目標 | 1 | 労働条件の確保・改善を図ること |
| | I | 法定労働条件の確保・改善を図ること |
| 担当部局・課 | 主管部局・課 | 労働基準局監督課 |
| | 関係部局・課 | |

1. 施策目標に関する実績の状況

| | | | | | |
|--|---|---------|---------|---------|---------|
| 実績目標 1 | 労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため監督指導業務の適正な運営を図ること | | | | |
| (実績目標を達成するための手段の概要) | | | | | |
| 労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため事業場に立入りのうえ監督指導を実施するとともに、労働者から事業場における法違反等についての申告があればこれを受理し、これに対して監督指導の実施等により申告処理を行う。また、重大悪質な法違反が認められた場合には司法処分を行う。 | | | | | |
| (評価指標の考え方) | | | | | |
| 定期監督等の実施状況 | | | | | |
| ：一年間に事業場対して監督指導を実施した件数。これにより、法定労働条件の履行確保のための監督指導業務が適正に運営されたかを評価する。 | | | | | |
| 申告処理の状況 | | | | | |
| ：労働者等からの申告に基づき、被申告事業場に対して監督指導等を実施した件数。これにより、申告事項に係る改善のために適正な監督指導が行われたかを評価する。 | | | | | |
| 司法処理の状況 | | | | | |
| ：労働基準関係法令違反により送検した件数。これにより、重大悪質な法違反を犯した事業場に対して、司法警察権限を行使し、厳正に対処したかを評価する。 | | | | | |
| (評価指標) | H 1 3 | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 |
| 定期監督等の実施状況 (定期監督等の実施件数) | 134,623 | 131,878 | 121,031 | 122,793 | 122,734 |
| (評価指標) | H 1 3 | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 |
| 申告処理の状況 (申告処理件数) | 41,444 | 43,898 | 46,009 | 43,423 | 41,003 |
| (評価指標) | H 1 3 | H 1 4 | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 |
| 司法処理の状況 (司法処理件数) | 1,346 | 1,328 | 1,399 | 1,339 | 1,290 |
| (備 考) | | | | | |

2. 評価

(1) 現状分析

現状分析

景気は回復基調にあるものの、労働者を取り巻く環境はなお厳しいものがあり、申告等件数は高水準で推移するとともに、賃金不払残業や過重労働等の労働条件上の問題も多く存在している。そのような状況の中で、これらの問題の解消を重点として、積極的な行政運営に努めていく必要がある。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

平成17年において、事業場に対する定期監督等を実施した件数は、122,734件であり、これらの事業場に対して法違反の是正を勧告したこと等により、労働者の労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保が図られている。

申告処理における法違反の是正を勧告した事業場数は、平成17年は41,003件となっており、これら法違反の是正等により、労働者の申告事項に対する解決が図られている。

平成17年に行った司法処分の件数は、1,290件となっており、重大悪質な法違反が認められた事案に対しては、厳正な対処で臨んでいる。

政策手段の効率性の評価

監督指導については、限られた人員の中で効率的かつ効果的な監督指導を実施するため、監督指導対象事業場を選定する際に、特に力点を置いて取り組むべき重点課題（重点業種等）を的確に設定し、重点志向に徹した業務運営を図っている。また、労働者等からの情報を基に法違反の疑いのある事業場に対して監督指導を実施することにより、効率化を図っている。

申告処理については、できる限り迅速に対応し、適切にその申告処理を行っている。

また、労働基準監督官に対して中央、地方レベルで体系的な研修等を実施することで、個々の処理能力の向上を図ることなど、業務の効率的処理を行えるよう取り組んでいる。

総合的な評価

上記のとおり定期監督、申告処理、司法処分等の実施を通じて労働条件の確保・改善が適切に進められている。

しかしながら、依然として賃金不払残業や過重労働等の労働条件上の問題も多く存在しているため、今後とも引き続きこれらの問題を解消していく必要がある。

評価分類

- 1 目標を達成した
- ② 達成に向けて進展があった
- 3 達成に向けて進展がみられない

分析分類

- 1 分析が的確に行われている
- 2 分析がおおむね的確に行われている
- ③ 分析があまり的確でない

3. 特記事項

- | |
|--|
| <p>①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 なし。</p> <p>②各種政府決定との関係及び遵守状況 （「地方分権推進計画」「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」「第10次定員削減計画」「行政改革大綱」等） なし。</p> <p>③総務省による行政評価・監視等の状況 なし。</p> <p>④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等） なし。</p> <p>⑤会計検査院による指摘 なし。</p> |
|--|